

愛媛県後期高齢者医療広域連合 会計年度任用職員  
(パートタイム保健師・管理栄養士・歯科衛生士) 募集要領

令和3年3月30日

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 採用予定人数	1名
2 職務内容	(1) 後期高齢者医療の保健事業に係る業務 (2) その他事務補助
3 勤務場所	愛媛県後期高齢者医療広域連合 (松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2階)
4 応募資格	(1) 保健師・管理栄養士・歯科衛生士いずれかの有資格者 (2) パソコンの基本操作(文書作成・表計算)ができる者 (3) 次の①～④に該当しない者 ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ② 広域連合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ※現に愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員である者、又は過去に会計年度任用職員として採用された者も、受験できます。
5 試験の方法	口述試験：主として人物についての個別面談 (15分程度)
6 試験日時・場所等	① 日 時 随時(※土・日・祝日を除く日の午前8時30～午後5時15分) ② 場 所 愛媛県後期高齢者医療広域連合(松山市北条辻6番地) ※試験日時・場所の詳細は、申込受付後個別にご案内します。 ※可否については、受験後2週間以内に通知します。
7 申込方法	市販の履歴書(A4判)に必要事項を記入し、申込前3か月以内に撮影した顔写真を貼って、簡易書留(封筒の表に「 <u>会計年度任用職員(資格職)申し込み</u> 」と朱書き)で郵送により提出してください。
8 受付期間	令和3年6月15日(火)まで(当日消印有効)
9 勤務条件	① 基本の勤務日及び勤務時間は、月曜日から金曜日までの、1日4時間、1週間につき20時間程度です(就業時間は午前8時30分から午後5時15分の間で応相談)。 ② 休暇は、年次休暇、夏季休暇等があります。 ③ 任用期間は採用の日から令和4年3月31日までです。 ※採用後1か月間は、条件付採用期間となります。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも解雇することがあります。 ※勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、令和6年3月31日までの3年間勤務できる場合があります。 ④ この試験に合格して採用された者は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員として任用され、同法の規定が適用されることとなります。 服務に関する規定として、同法第31条(服務の宣誓)、第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第33条(信用失墜行為の禁止)、第34条(秘密を守る義務)、第35条(職務に専念する義務)、第36条(政治的行為の制限)、第37条(争議行為等の禁止)の規定が適用されるとともに、懲戒処分等の対象となりますので御注意ください。 (注) 兼業をする場合は、届出をする必要があります。

10 報 酬	<p>報酬等は、愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）等により、原則、次のとおり支給されます。</p> <p>基本報酬：月額3,711円～（※資格・勤務条件により変動します）</p> <p>諸手当：時間外勤務手当、期末手当、通勤に係る費用弁償等</p>
11 保険等	<p>雇用保険、通勤及び公務上における災害補償</p> <p>※勤務条件によって、健康保険・厚生年金の加入対象になる場合があります。</p>
12 その他	<p>① この試験において提出された書類等は、一切返却できません。</p> <p>② 勤務条件等は、改定されることがあります。</p> <p>③ その他質問等は、総務課にお問い合わせください。</p>
13 申込先及び 問合せ先	<p>〒799-2430 松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2階</p> <p>愛媛県後期高齢者医療広域連合 総務課 TEL089-911-7738</p> <p>月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで</p>